

神戸市耐震改修促進計画

平成 20 年 2 月

神戸市

目 次

1. 計画の概要	
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	3
2. 神戸市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	4
3. 建築物の耐震化の現況と目標	
3-1 住宅の耐震化	
(1) 住宅全般の現況と目標	7
(2) 市営住宅の現況と目標	9
3-2 住宅以外の建築物の耐震化	
(1) 住宅以外の民間建築物の現況と目標	11
(2) 公共建築物の現況と目標	13
4. 建築物の耐震化の促進を図るための施策	
(1) 地域と取り組む耐震化	15
(2) 耐震化を図るための支援策	15
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	17
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化	18
(5) 地震に備えた建築物に関する事前の予防策	19
5. 建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及	
(1) 相談体制の整備・提供情報の充実	20
(2) 普及・啓発活動の推進	20
(3) 地域の主体的な取り組みへの支援	21
(4) 関係団体と連携した取り組み	21
6. 建築物の耐震化促進のための指導等	
(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施	22
(2) 耐震改修促進法等による指導等の優先順位	23

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成7年1月17日に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な大都市における直下型地震であり、地震の規模はマグニチュード7.3で、神戸市域で震度7を記録するなど、未曾有の被害をもたらしました。

建築物の被害は、全壊67,421棟、半壊55,145棟(平成7年12月22日現在)にのぼり、都市基盤にも甚大な被害を与えました。なによりも、4,571人(平成12年1月11日現在)という多くの尊い命が奪われ、行方不明者2人、負傷者も14,678人に達するというように、市民に直接的な大被害を与えました。

そして、地震により直接的に亡くなられた方のうち、住宅・建築物の倒壊などによって亡くなられた方が約9割を占めることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化が重要であると考えています。

また、兵庫県南部地震以後も、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震などの大地震が頻発し、さらに、今後30年以内にかなりの高い確率で発生する地震として、東南海・南海地震が指摘されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

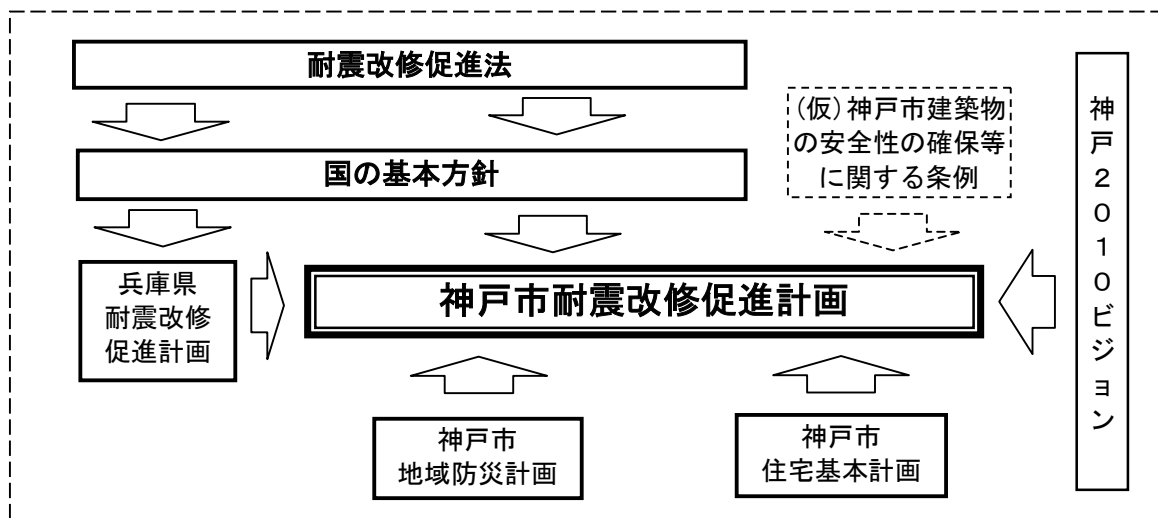
このような中、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が改正施行されるとともに、平成27年までに建築物の耐震化率を少なくとも9割にすることを目標とする、国の基本方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)が示されました。

神戸市では、これまでも、被災都市として建築物の耐震化促進に関する施策を進めてきましたが、今後もすべての建築物が安全で安心となるよう、取り組んでいきたいと考えています。この度、国の基本方針を受け、あらためて市内の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性確保を促進するため、建築物の耐震性について、その現状と耐震化率の中期的な目標、及び実現のための方策を示した「神戸市耐震改修促進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針、及び兵庫県耐震改修促進計画（平成19年3月策定）を勘案し、策定します。

また、本計画は、平成22年を目標年次とする「第4次神戸市基本計画」の具体化に向けた「神戸2010ビジョン」を受けるとともに、神戸市における総合的な地震対策、及び建築物全般に関する施策の一つとして、それぞれ「神戸市地域防災計画」、「神戸市住宅基本計画」との整合を図ります。



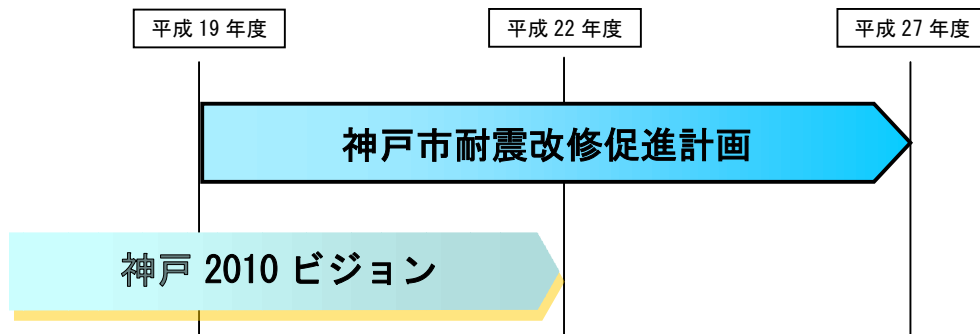
国の基本方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号）抜粋

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況などの観点から、「神戸2010ビジョン」の目標年次でもあり、計画期間の4年目にあたる平成22年度に計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。

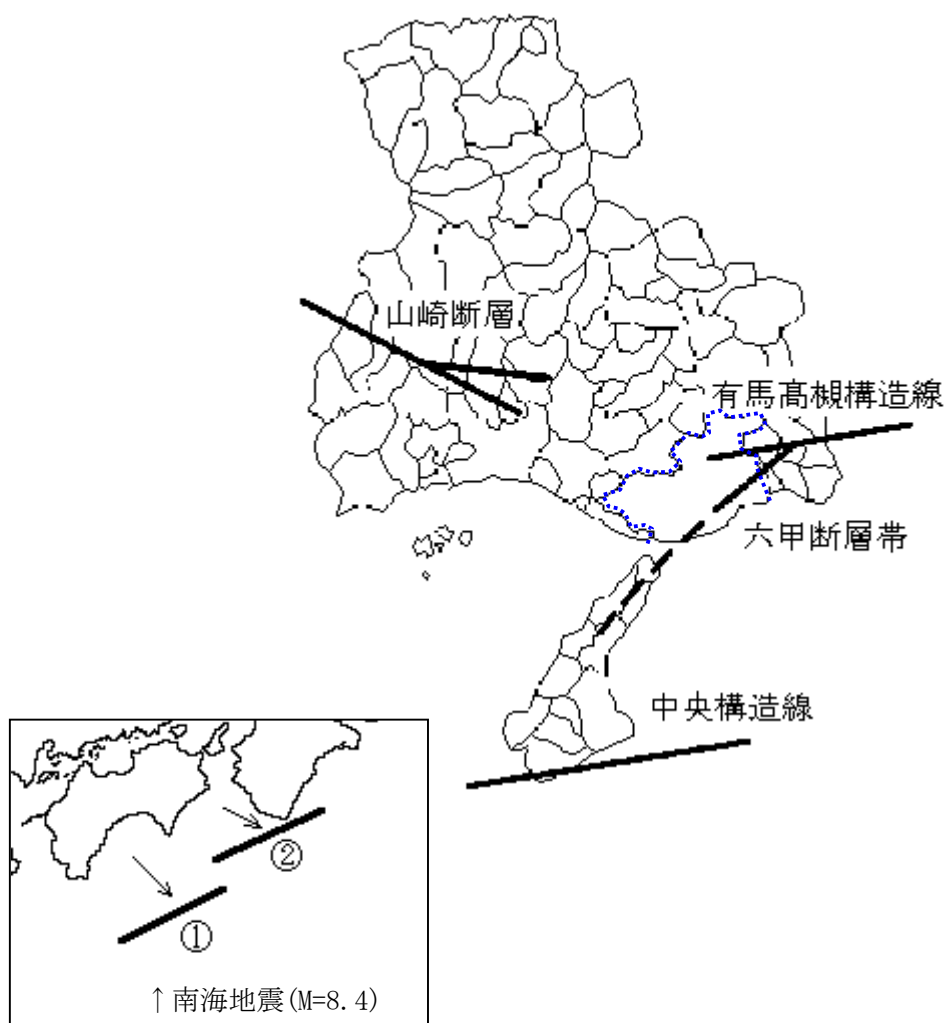


2. 神戸市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

神戸市地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、今後市内に大きな影響を及ぼす可能性がある地震として下記の4つの地震を想定し、想定される被害量を示しています。

想定地震	想定震源地	想定規模
有馬高槻構造線～六甲断層帯地震	有馬高槻構造線～六甲断層帯	M7.7
山崎断層地震	山崎断層	M7.7
中央構造線地震	淡路南縁断層帯付近	M8.0
南海地震	紀伊半島沖	M8.4

●想定地震の断層モデル図



●被害想定

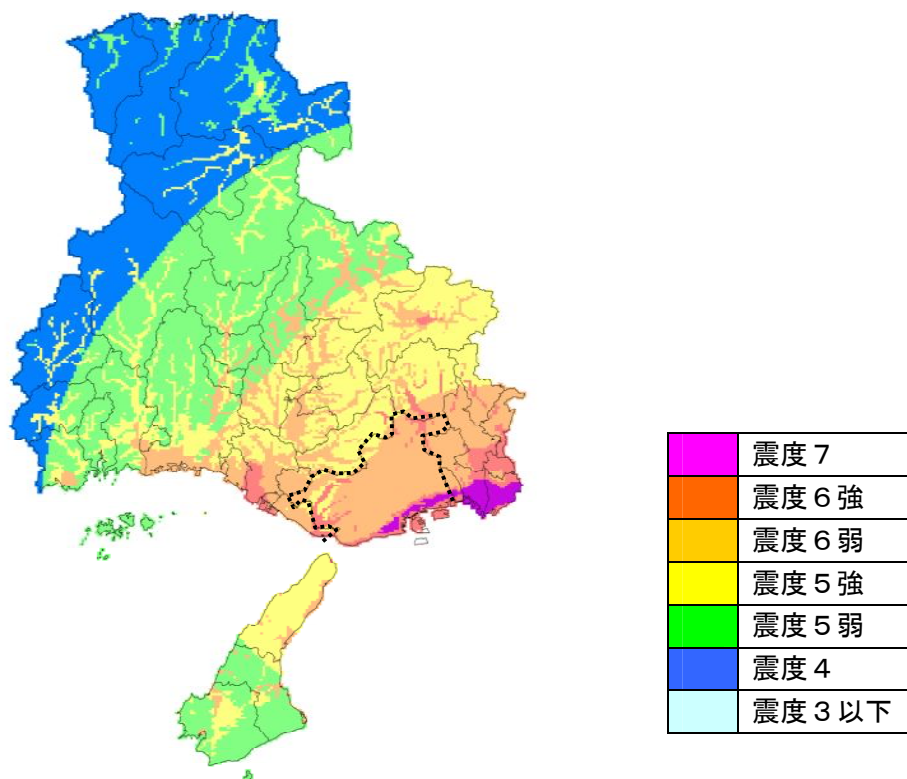
これらの地震における、被害想定は以下のとおりです。

想定地震	木造建物 全壊数	木造建物 半壊数	非木造建物 全壊数	非木造建物 半壊数	死者数	負傷者数
有馬高槻構造線～ 六甲断層帯地震	43,003	29,000	17,390	8,530	6,006	27,847
山崎断層地震	0	64	0	0	114	991
中央構造線地震	0	35	0	0	219	1932
南海地震	33	387	0	0	416	2,145

●想定震度などの分布について

これらの地震のうち、もっとも被害が大きいとされている「有馬高槻構造線～六甲断層帯地震」における想定震度分布図は、以下のとおりです。

（「有馬高槻構造線～六甲断層帯地震」以外の地震による想定震度分布図は、別添資料のとおりです。）

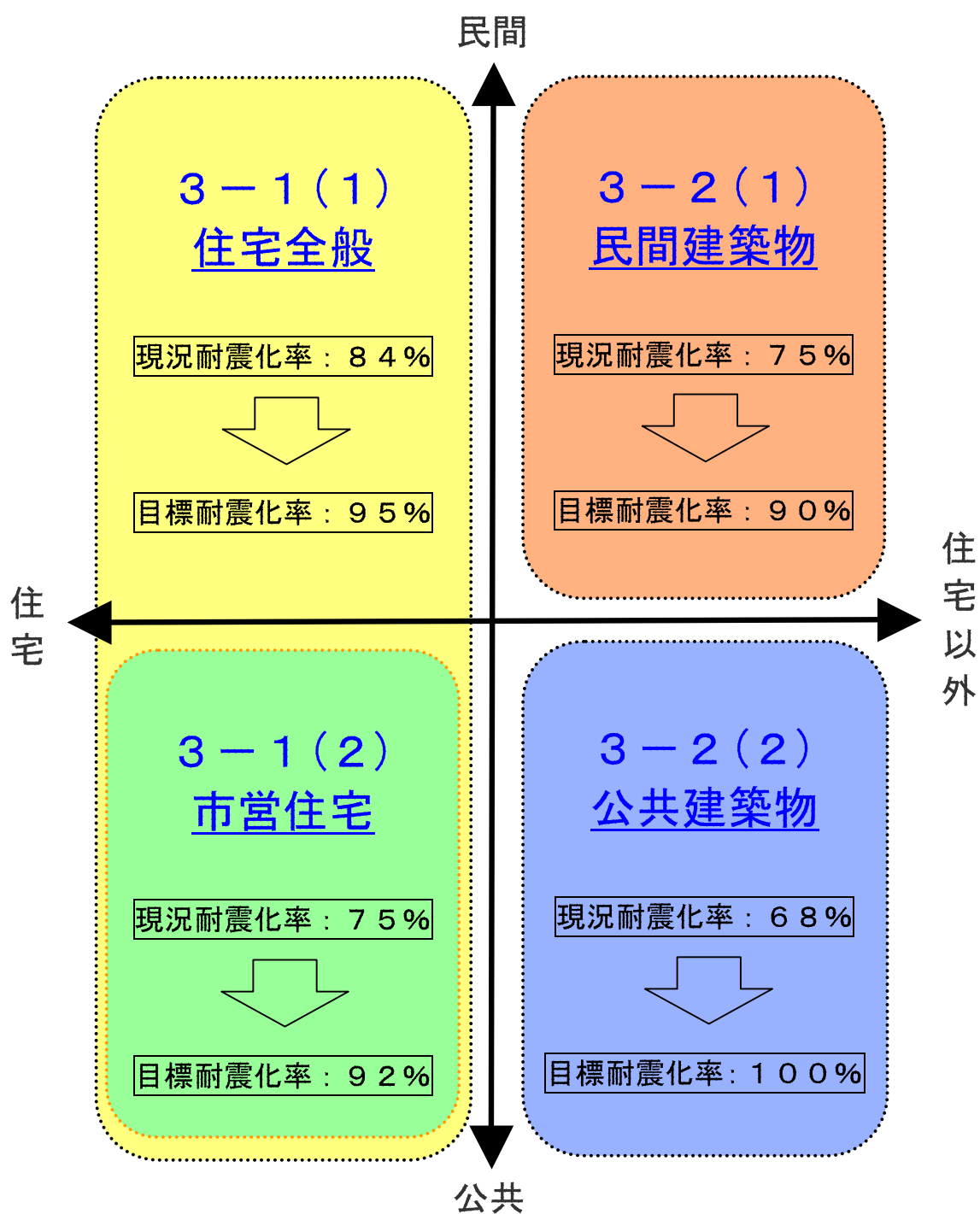


南海地震については揺れによる被害だけでなく、津波による被害が想定されています。避難対策については、神戸市地域防災計画の東南海・南海地震防災対策推進計画を参照してください。

中央防災会議専門調査会により、「近畿・中部圏の内陸直下で地震が発生した場合の被害想定結果」（平成 19 年 11 月 1 日）が公表されていますが、上記の想定は、神戸市地域防災計画（平成 19 年度）に基づくものです。

3. 建築物の耐震化の現況と目標

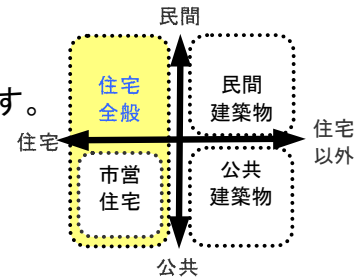
市内の建築物を、生活の基本となる「住宅」と「住宅以外の建築物」に区分して、神戸市における耐震化の現況と目標(平成27年度)を示します。



3-1 住宅の耐震化

(1) 住宅全般の現況と目標

市内の住宅全般について、耐震化の現況と目標を示します。

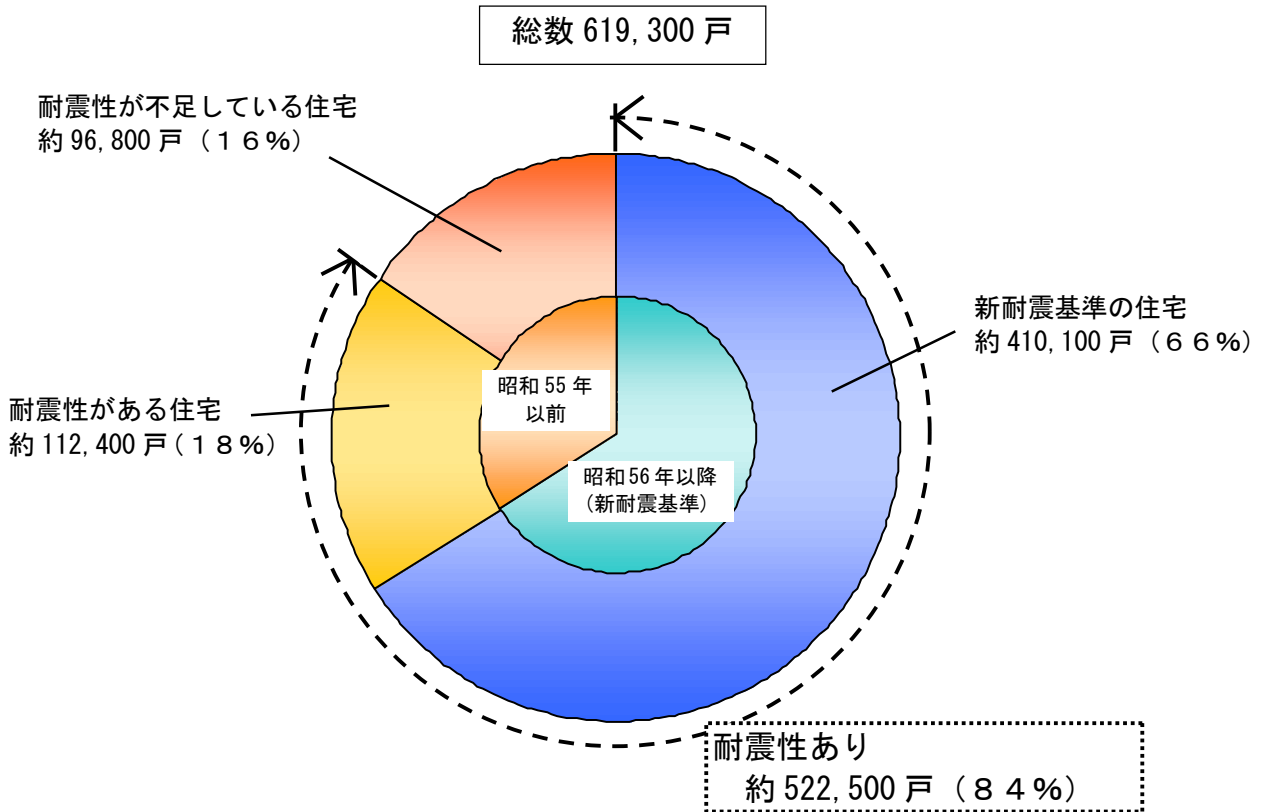


① 住宅全般の耐震化の現況 (平成 15 年時点) ※1

■ 総数	約 619,300 戸
■ 耐震性あり	約 522,500 戸
■ 現況耐震化率	84%

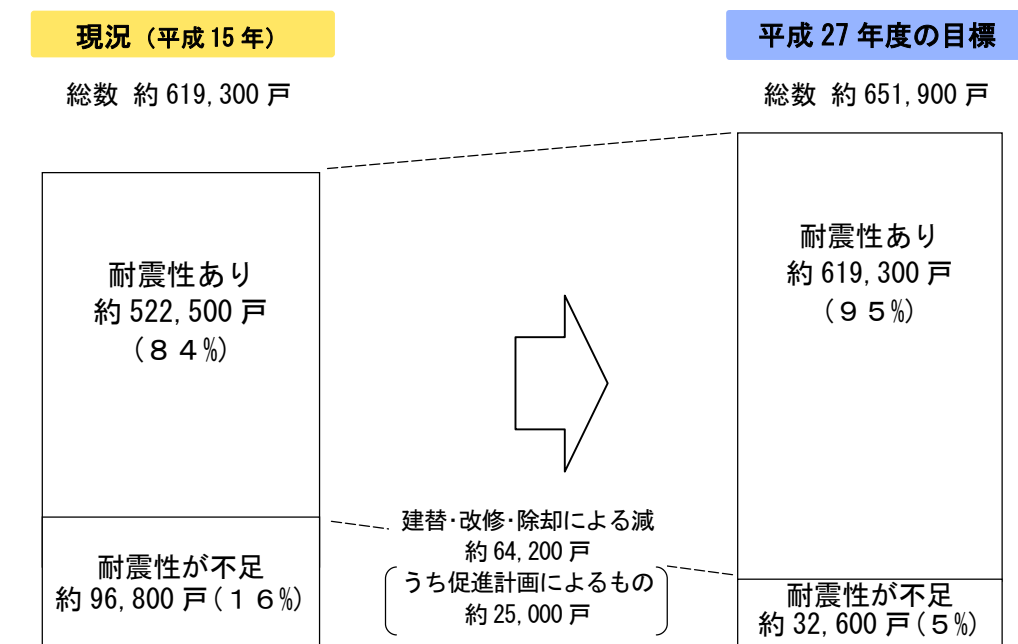
※1 平成 15 年住宅・土地統計調査から、戸建住宅・マンションなどの持家、民営借家、公営借家などの居住住宅を対象に推計しています。

住宅全般の現況 (平成 15 年時点)



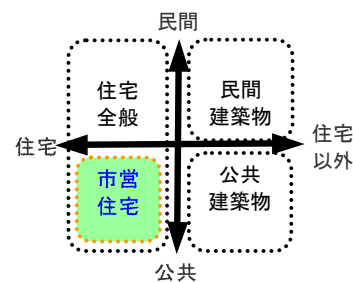
② 住宅全般の耐震化の目標（平成 27 年度）

目標：住宅の現況耐震化率 84%を、平成 27 年度に 95%とすることを目指します



(2) 市営住宅の現況と目標

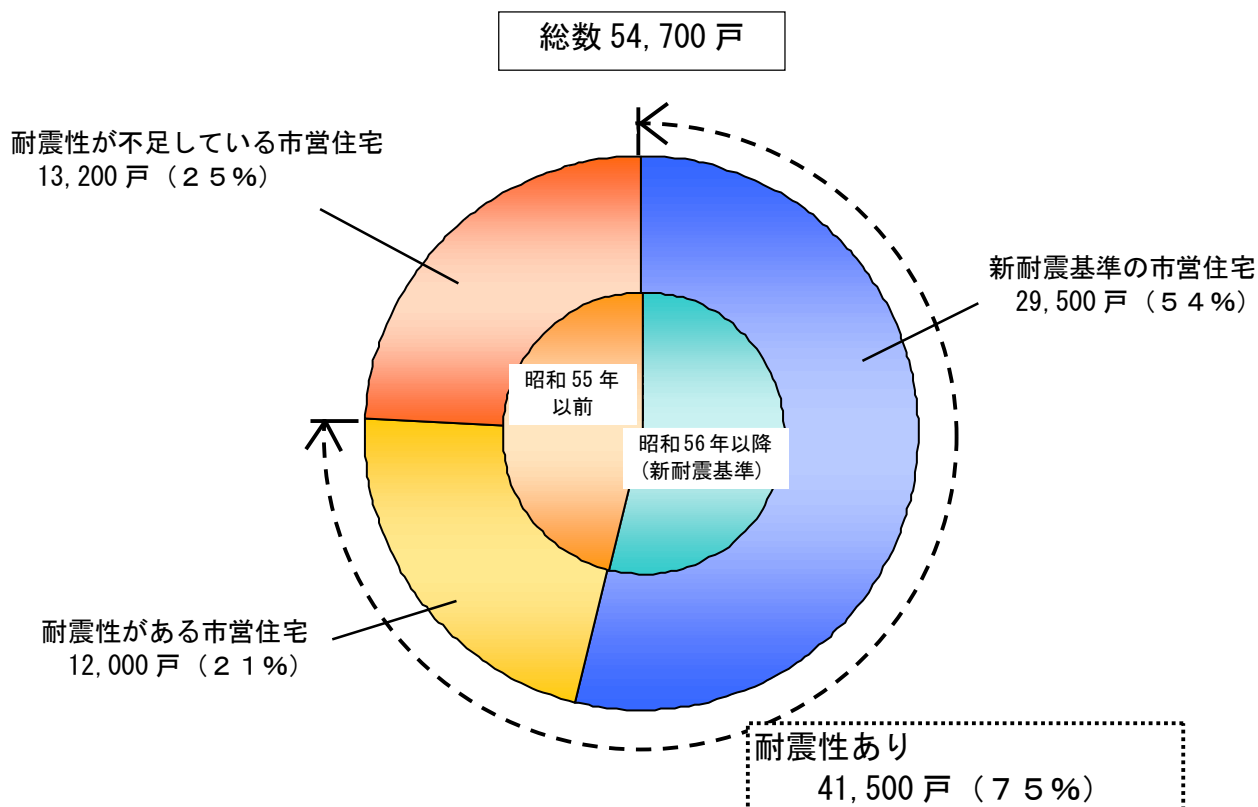
市営住宅について、耐震化の現況と目標を示します。



① 市営住宅の耐震化の現況 (平成 19 年時点)

■ 総数	54,700 戸
■ 耐震性あり	41,500 戸
■ 現況耐震化率	75%

市営住宅の現況 (平成 19 年時点)



② 市営住宅の耐震化の目標（平成 27 年度）

目標：市営住宅の現況耐震化率 75%を、平成 27 年度に 92%とすることを
目指します

市営住宅については、平成 12 年に策定した「市営住宅マネジメント計画」※²に基づいて、昭和 40 年以前に建設した中層住宅を中心とする約 4,800 戸の建替・廃止の再編に取り組むことにより、耐震化対策を図っています。

今後、耐震性確保や少子高齢化などの社会状況に対応するため、「(仮称)第 2 次市営住宅マネジメント計画（平成 23 年度～）」を策定します。次期計画では、市営住宅ストックの総合的な活用を計画し、耐震化率 100%を目指します。なお、平成 27 年度の耐震化率は 92%になります。

※ 2 【市営住宅マネジメント計画】

震災を契機に約 4 万戸から約 5 万 5 千戸へと急増した市営住宅は、昭和 40 年代に大量供給された住宅が更新期を迎えるほか、住宅性能面での新旧格差の拡大や高齢入居者の急増など、様々な課題が生じてきています。

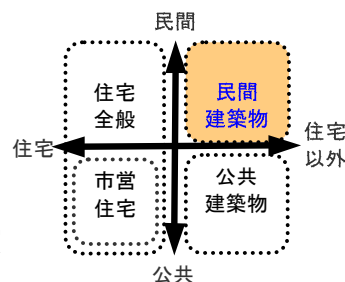
このような課題に対応し、良質な住宅ストックや良好なコミュニティを形成していくため、平成 12 年 2 月に「市営住宅マネジメント計画」を策定しました。

（計画期間：平成 12 年度～平成 22 年度の概ね 10 年間）

3-2 住宅以外の建築物の耐震化

(1) 住宅以外の民間建築物の現況と目標

住宅以外の民間建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1項第1号に基づき、建築物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされている「多数の者が利用する建築物」（対象民間建築物）について、耐震化の現況と目標を示します。



① 対象民間建築物の耐震化の現況（平成19年時点）※3

■ 総数	約 2,600 棟
■ 耐震性あり	約 1,950 棟
■ 現況耐震化率	75%

※3 定期報告データなどをもとに、国の推計方法により推計しています。

「多数の者が利用する建築物」

耐震改修促進法第6条第1項第1号に定める用途で、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上（一部用途を除く）の建築物

（建築物用途の例）

- ・学校, 体育館
- ・病院
- ・劇場, 観覧場
- ・集会場
- ・展示場
- ・百貨店
- ・ホテル, 旅館
- ・事務所
- ・老人ホーム
- ・工場, 車両の停車場, 自動車車庫

対象民間建築物の現況 （平成19年時点）

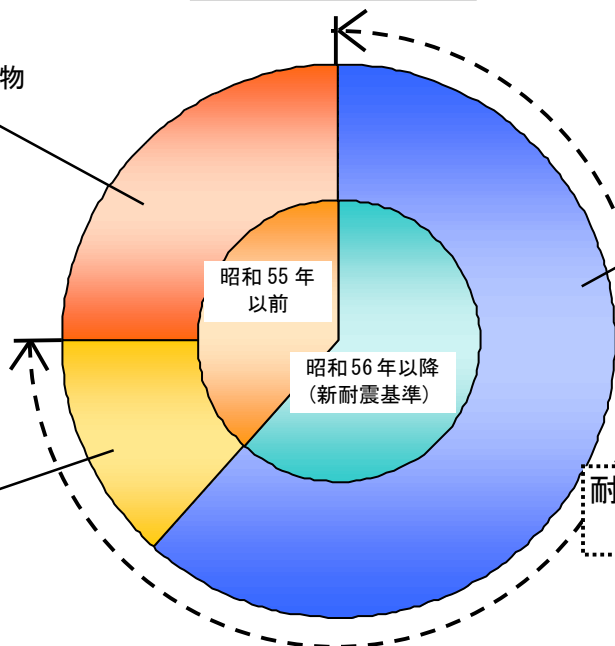
総数約 2,600 棟

耐震性が不足している建築物
約 650 棟（25%）

新耐震基準の建築物
約 1,600 棟（62%）

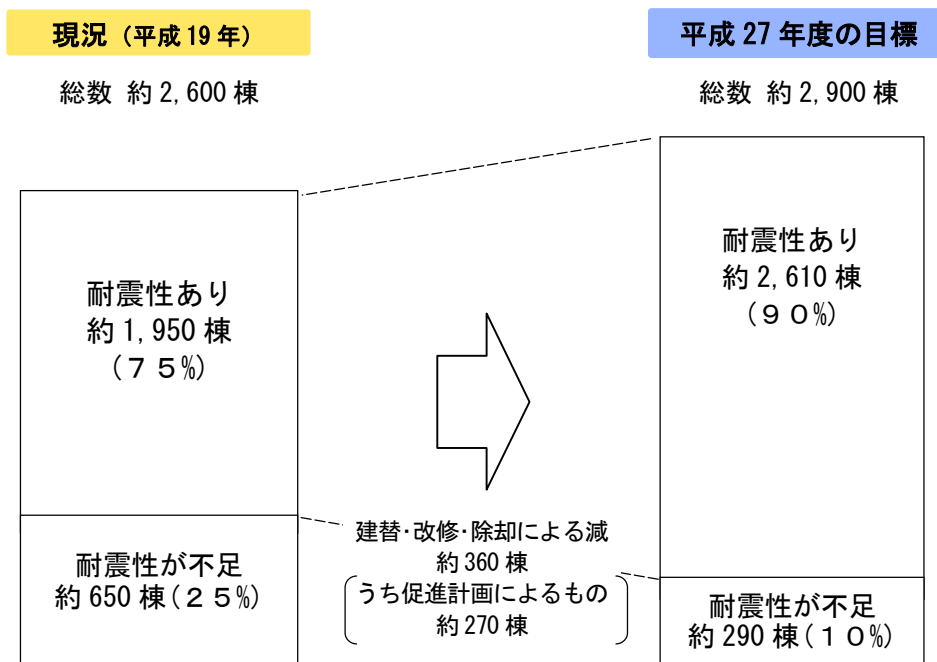
耐震性がある建築物
約 350 棟（13%）

耐震性あり
約 1,950 棟（75%）



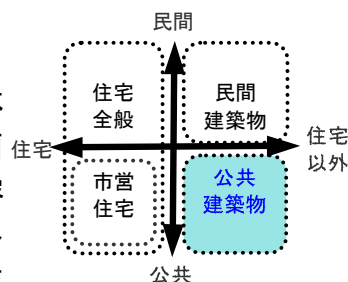
② 対象民間建築物の耐震化の目標（平成 27 年度）

目標：対象民間建築物の現況耐震化率 75%を、平成 27 年度に 90%とすることを目指します。



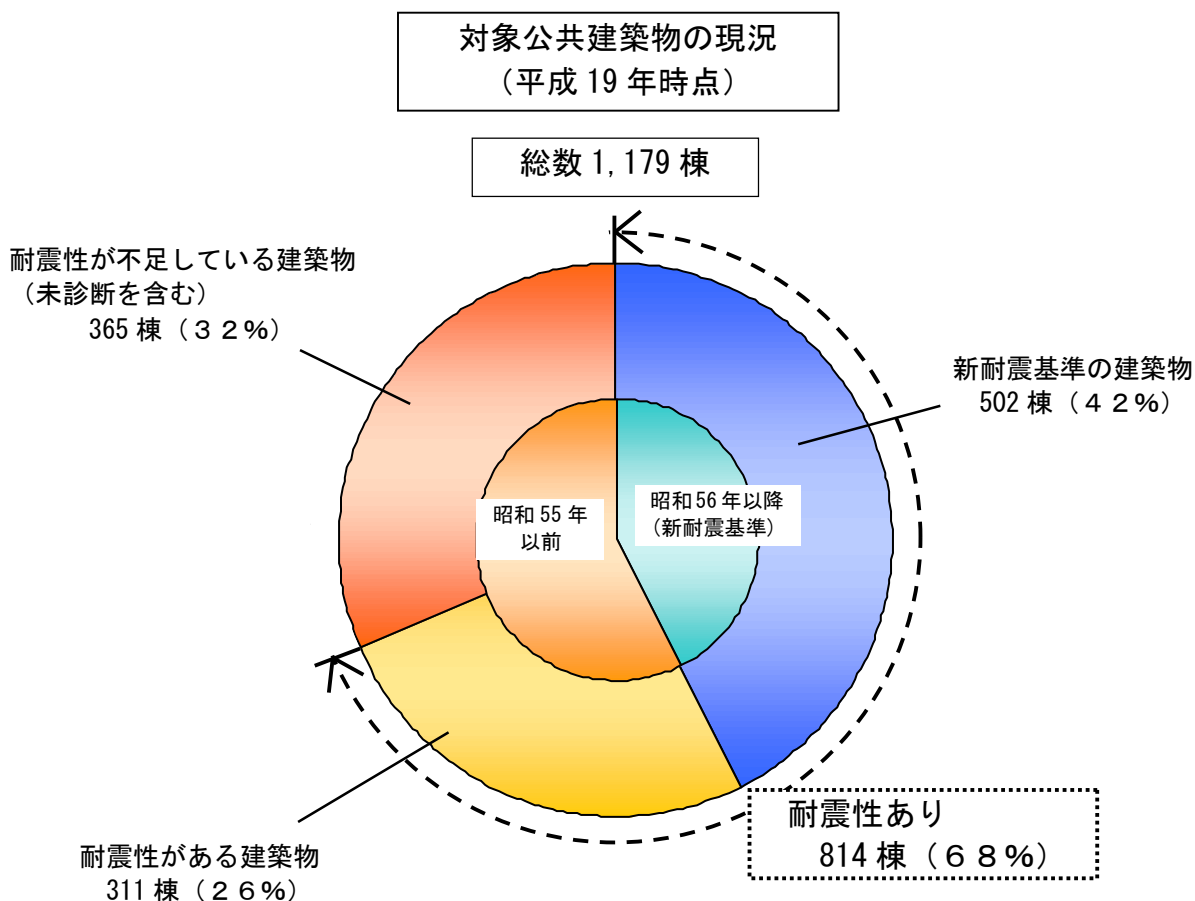
(2) 公共建築物の現況と目標

本市の所有する公共建築物は約 2,400 施設ありますが、本計画において対象とする公共建築物は、神戸市地域防災計画に定める主要な「防災の中核拠点」(庁舎など)や「指定収容避難所」(学校など)のほか、耐震改修促進法に規定する「多数の者が利用する建築物」などとし、本市以外が所有する施設との複合建築物など、市単独では耐震対策を実施できない建築物を除きます。



① 対象公共建築物の耐震化の現況 (平成 19 年時点)

■ 総数	1,179 棟
■ 耐震性あり	814 棟
■ 現況耐震化率	68%



■対象公共建築物の耐震化の現況 内訳■

	対象 (A)	新耐震 基準等 (B)	旧耐震基準				耐震化率 $\frac{(B)+(C)+(D)}{(A)}$ (A)
			耐震性 あり (C)	耐震性不足		未診断 (F)	
				補強済 (D)	未補強 (E)		
庁舎・消防署等	55 棟	29 棟	16 棟	3 棟	7 棟	0 棟	87%
病院	4 棟	4 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	100%
学校園	914 棟	386 棟	167 棟	84 棟	277 棟	0 棟	69%
その他	206 棟	83 棟	30 棟	12 棟	50 棟	31 棟	60%
合計	1,179 棟	502 棟	213 棟	99 棟	334 棟	31 棟	68%

② 対象公共建築物の耐震化の目標（平成 27 年度）

平成 19 年現在、対象公共建築物全体の耐震化率は 68% となっています。対象公共建築物の耐震化にあたっては、現在の耐震性の程度や施設の重要度などを勘案して緊急性の高い施設から順次耐震化を図り、平成 27 年度末までに 100% の耐震化を目指します。

目標：対象公共建築物の現況耐震化率 68% を、平成 27 年度に 100% とすることを目指します

③ 対象公共建築物の耐震化の進め方

災害時に避難所となる小・中学校の校舎・体育館については、平成 17 年度より 10 ヶ年で耐震化率 100% を目指して順次耐震化を進めており、平成 21 年度末までに 80% の耐震化を図る予定です。その他の公共建築物についても、診断の結果、地震時に倒壊又は崩壊する危険性が高いと判定された建築物や、災害時に防災の中核拠点となる施設などについて、優先的に耐震化を進めます。

なお、対象公共建築物以外の公共建築物についても、必要に応じて耐震化を図るよう努めます。

④ 耐震診断結果の公表

学校園についてはすでに耐震診断結果を公表していますが、学校園以外の対象公共建築物についても、耐震性能リストを作成し公表します。なお、耐震性能リストは、耐震診断及び耐震改修の進捗に併せて更新していきます。

4. 建築物の耐震化の促進を図るための施策

建築物の耐震化促進に向けた取り組み

建築物の耐震化については、それぞれの所有者などが自らの問題として地震防災対策に取り組むことが不可欠であり、市としては、既存建築物所有者などの取り組みを支援する観点から必要な施策を講じます。

(1) 地域と取り組む耐震化

地域の耐震化の進捗状況、及び地域の活動状況を考慮しながら、各種地域団体などに働きかけ、地域単位での耐震化に関する主体的な取り組みを積極的に支援します。

・地域団体への呼びかけ

市の担当者が地域に出向く「出前トーク」などを通じて、地域団体などに地域単位での耐震化に関する主体的な取り組みを呼びかけます。

・主体的に取り組む地域への重点的な支援

主体的に耐震化に取り組む地域を支援するために、出前トークや地震体験車（愛称：ゆれるん）による体験会などさまざまな普及啓発活動を重点的に行います。

また、耐震化をテーマに地域のまちづくりを考える場合、専門家派遣などの支援を行います。

・地域の人による各戸訪問など

地域団体と連携し、地域の人による各戸訪問などを支援し、耐震診断の受診などを促します。

(2) 耐震化を図るための支援策

建築物の所有者などが耐震化を円滑に実施できるよう、昭和56年以前の建築物を対象に次の支援を行います。

① 住宅の耐震化

・すまいの耐震診断員派遣事業の推進

所有者の申込に応じ、住宅を無料で耐震診断し、後日診断員が診断結果の詳しい説明と、支援制度の説明、改修方法の提案などを行います。

- ・ **共同住宅の耐震化の推進**

区分所有の共同住宅を対象に耐震改修を支援するため、各種の専門知識を有するアドバイザーを派遣します。

また、耐震改修を行うために必要な精密診断費への補助を行い、共同住宅の耐震化を推進します。

- ・ **すまいの耐震改修事業の推進**

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると診断された住宅について、大地震に耐える本格的な耐震改修工事をする場合に加え、瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修をする場合などにも、工事費などに補助を行います。

また、簡便で安価な耐震改修工法の調査・研究に努めます。

② 住宅以外の建築物の耐震化

- ・ **神戸市特定建築物耐震診断補助事業の推進**

多数の者が利用する建築物のうち、災害発生時の拠点となる、学校、病院、福祉施設、及び地震発生時に通行を確保すべき指定道路沿道の建築物について、耐震診断の一部を補助する制度により、耐震化を促進します。

③ まちの防災性能の向上

- ・ **木造住宅密集地域における耐震化の推進**

木造住宅が密集した地域においては、地震が発生した場合、道路閉塞や出火により、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあります。よって、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき定めた防災再開発促進地区において、住宅市街地総合整備事業などを活用して、道路や公園など公共施設の整備、老朽住宅の除却などにより防災性の向上及び住環境の整備を図るとともに、住宅の耐震化に取り組みます。

また、耐震性が不足している住宅の解体撤去工事費への補助を行います。

- ・ **避難路などの現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備**

避難地や防災拠点施設などに通じる避難路、及びこの避難路に通じる細街路の幅員などを調査し、沿道建築物耐震化基礎資料として整備します。これに基づき、これらの道路などを閉塞するおそれのある建築物について、耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

① 相談体制の整備

市民が気軽に利用できるすまいの総合情報拠点として設置された「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」において、すまいに関する相談、情報提供、啓発を行います。また、耐震診断や耐震改修工事費などへの補助申請の受付を行っており、ワンストップですまいの耐震化に関する様々な相談に応じます。

このほか、多数の者が利用する建築物の所有者が、耐震化について相談できる窓口などの体制整備について検討していきます。

② 耐震改修工事を安心して依頼できる組織の整備

市民の依頼に応じて、神戸市すまいの耐震ネットワーク^{※4}が信頼できる建築士・工事業者を紹介します。なお、万が一、市民と建築士・工事業者との間にトラブルが生じた場合は、各所属団体が責任を持って必要な助言・指導を行います。

※4【神戸市すまいの耐震ネットワーク】

市民が耐震改修を行う際、安心して工事を依頼できる環境を整備するため、(社)兵庫県建築設計事務所協会神戸支部、兵庫県建設労働組合連合会、神戸市建築協力が協力して「神戸市すまいの耐震ネットワーク」を組織しています。

・建築士・工事業者の選定支援システム

「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」では、耐震診断・耐震改修ができる建築士・工事業者の名簿を作成し、市民の業者選定の支援を行います。

③ 講習会の実施

・建築士向け講習会

住宅の耐震診断を行う診断員を育成するために、建築士を対象に耐震診断・改修に関する講習会を実施します。

・工事業者向け講習会

住宅の耐震改修工事や家具固定を行う専門家を育成するために、工事業者を対象に耐震改修や家具固定に関する講習会を実施します。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化

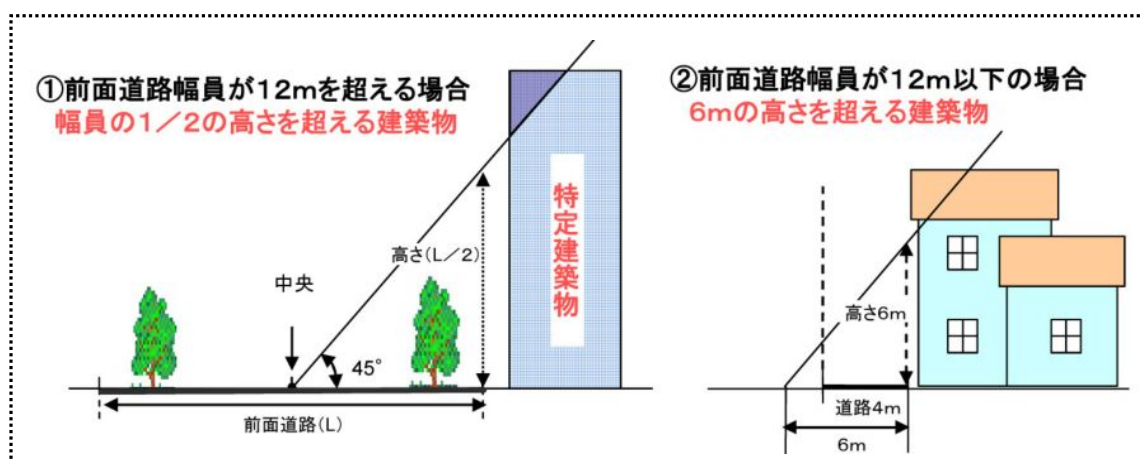
■神戸市耐震改修促進計画における道路の指定

耐震改修促進法に基づき、「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定の高さ以上のもの」^{※5}については、所有者がその建築物の耐震化に努めなければなりません。

神戸市としては、現在、神戸市地域防災計画に指定されている、緊急輸送路^{※6}全線約540kmを「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定します。

その上で、今後、その沿道建築物の状況詳細を把握し、当該建築物の所有者などに対し、指導・助言による耐震化を促進していきます。

※5 【地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定の高さ以上のもの】



※6 【緊急輸送路】

神戸市地域防災計画において、災害発生時に他府県と市内の防災拠点などを結ぶ主要道路と、救援物資などの受け入れ、積み換え、配送などを行う緊急輸送拠点などを結ぶ緊急輸送路ネットワークが指定されています。

【参考】

神戸市地域防災計画に定める緊急輸送路約540kmのうち、約400kmについては、広域的な観点から兵庫県地域防災計画においても緊急輸送路として指定されており、兵庫県耐震改修促進計画では、以下のとおり全線が「地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路」として指定されています。

【地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】（兵庫県耐震改修促進計画）

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路
- ・市町耐震改修促進計画で位置づけられる道路

(5) 地震に備えた建築物に関する事前の予防策

① 家具の固定促進事業の推進

家具の転倒を未然に防止するための金具などによる家具固定費への補助を行います。

② 建築物の総合的な安全対策

建築物本体の構造的な耐震化だけでなく、地震発生時の総合的な安全性を確保するため、エレベーター内への閉じ込め、窓ガラスや外壁タイルの落下、天井の崩落、看板などの落下、ブロック塀の倒壊などについて、建築基準法に基づく定期報告制度などを活用しながら、危険な状態にある建築物の是正の徹底に努めるとともに、被害防止のための措置などについて情報提供を行います。

③ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備などの危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を兵庫県と連携して進めます。

5. 建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1) 相談体制の整備・提供情報の充実（再掲）

市民が気軽に利用できるすまいの総合情報拠点として設置された「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」において、すまいに関する相談、情報提供、啓発を行います。また、耐震診断や耐震改修工事費などへの補助申請の受付を行っており、ワンストップですまいの耐震化に関する様々な相談に応じます。

このほか、多数の者が利用する建築物の所有者が、耐震化について相談できる窓口などの体制整備について検討していきます。

(2) 普及・啓発活動の推進

① 多様な手段による普及・啓発

広く市民に広報紙や各種のメディアを通じた広報を行なうとともに、出前トーク、区役所でのパンフレット配布や各種地域団体でのパンフレット回覧・配布、ポスター掲示依頼など、多様な手段を用いて、耐震化の必要性や市の耐震化支援制度を広報し、自宅の耐震化及び地域の耐震化を促進します。

また、企業などへの広報も積極的に実施し、組織を通じた従業員などの自宅の耐震化、及び企業社屋などの耐震化を促進します。

② 住教育の取り組み

小・中学校の家庭科などの授業の一環として、建物の仕組みや地震対策などの授業を行います。また、建築系の高校においては、耐震診断の実習を行うなどして、学校での住教育を通じた普及・啓発に努めます。

③ 地震防災マップなどを活用した啓発

内閣府が作成した「地震防災マップ」^{※7}（平成17年1月）などを活用して、耐震化の必要性などについて、普及・啓発に努めます。

※7 【地震防災マップ】

→ <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/050513zisinmap.html>

（内閣府「防災情報のページ」）

(3) 地域の主体的な取り組みへの支援

各種地域団体などに働きかけ、地域単位での耐震化に関する主体的な取り組みを積極的に支援することにより、市民ひとりひとりが耐震化の必要性を理解できるような普及・啓発活動を推進します。

(4) 関係団体と連携した取り組み

① 神戸市建築物安全安心推進協議会との連携

建築関係団体、指定確認検査機関、金融機関、エネルギー事業者、消費者団体、学識経験者、兵庫県、神戸市など、市内の建築物に関する機関及び団体により構成された神戸市建築物安全安心推進協議会^{※8}と連携し、建築物の耐震化を推進します。

また、同協議会に設置している「すまいの耐震化促進部会」において、住宅の耐震化に関する具体的な取り組みを進めます。

※8 【神戸市建築物安全安心推進協議会】

建築物に関する機関及び団体が協力して、神戸市建築物安全安心実施計画を策定し、各種の施策を総合的に実施することにより、建築物の安全性を的確に把握すること及び建築物の質の向上を図り、もって安全で安心なすまい・まちづくりを推進することを目的に平成11年に設置された協議会

② 関係団体と連携した行事・イベントの開催

市民団体、建築関係団体などに呼びかけ、各団体の主体的な普及・啓発の行事・イベントなどを一時期に集中して開催し、それを市が広報していきます。

③ リフォーム工事などにあわせた耐震化の促進

建築士団体、及び工事業者団体などに呼びかけ、リフォーム工事などにあわせた耐震化を市民に働きかけます。

6. 建築物の耐震化促進のための指導等

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施

多数の者が利用する民間建築物について、耐震診断及び耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導などを行います。

- ①多数の者が利用する建築物の所有者の努力（耐震改修促進法第6条）
多数の者が利用する建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。
- ②所有者への指導・助言（耐震改修促進法第7条第1項）
多数の者が利用する建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修実施について必要な指導・助言を行います。
- ③所有者への指示（耐震改修促進法第7条第2項）
多数の者が利用する建築物うち、一定の規模以上の建築物の所有者が、必要な耐震診断・耐震改修を行わない場合は、必要な指示を行います。
- ④指示に従わない旨の公表（耐震改修促進法第7条第3項）
指示を受けた所有者が、正当な理由なく指示に従わない場合は、その旨を公表します。
- ⑤勧告・命令（建築基準法第10条）
当該建築物が著しく保安上危険な状態の場合、所有者などに対し、除却、修繕、使用禁止などの勧告・命令を行います。

(2) 耐震改修促進法等による指導等の優先順位

多数の者が利用する建築物について、耐震化の優先度を踏まえて、建物の所有者に対して、国が定めた基本方針のうち技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指導などを行います。

優先順位	建物の用途
①	病院、学校など災害時に拠点となる建築物
②	幼稚園、保育所、福祉施設など、避難確保上、特に配慮を要する者が主として利用する建築物
③	劇場、集会場、ホテル、旅館、百貨店、展示場など不特定多数の者が利用する建築物
④	その他 事務所、工場など

上記に加え、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道のを優先して指導などを実施します。

また、耐震工事の実施にかかる指導などについては、耐震診断の結果にもとづき、構造耐震指標 I_s 値が 0.3 未満のを優先的に行います。